

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>4. 地域再生計画の目標 (目標1) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を76.3%から <u>84.8%</u>に向上)</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>[事業主体] (略)</p> <p>[施設の種類] (略)</p> <p>[事業区域] (略)</p> <p>[事業期間] (略)</p> <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 φ200~250 <u>17,500m</u> (うち、交付金対象 <u>11,670m</u>) ・農業集落排水施設 φ150~200 <u>29,160m</u> (うち、交付金対象 <u>25,090m</u>) 処理場 1カ所、ポンプ場 <u>17カ所</u> ・浄化槽(個人設置型) 5人槽 <u>59基</u>、7人槽 <u>94基</u>、10人槽 <u>13基</u> 計 <u>166基</u> 	<p>4. 地域再生計画の目標 (目標1) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を76.3%から <u>84.4%</u>に向上)</p> <p>5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>[事業主体] (略)</p> <p>[施設の種類] (略)</p> <p>[事業区域] (略)</p> <p>[事業期間] (略)</p> <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 φ200~250 <u>16,000m</u> ・農業集落排水施設 φ150~200 <u>26,200m</u> 処理場 1カ所、ポンプ場 <u>15カ所</u> ・浄化槽(個人設置型) 5人槽 <u>12基</u>、7人槽 <u>90基</u>、10人槽 <u>8基</u> 計 <u>110基</u>

・なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。
公共下水道 北部処理区 250 人・壬生処理区 921 人
農業集落排水施設恵川地区 1,727 人
浄化槽全地区で 524 人

[事業費]

・公共下水道 1,500,000 千円
(うち、単独 500,000 千円)
(うち、国費 500,000 千円)

・農業集落排水施設 2,642,000 千円
(うち、単独 289,000 千円)
(うち、国費 1,176,500 千円)

・浄化槽 (個人設置型) 65,694 千円
(うち、国費 21,898 千円)

・合計 4,207,694 千円
(うち、単独 789,000 千円)
(うち、国費 1,698,398 千円)

・なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。
公共下水道 北部処理区 250 人・壬生処理区 921 人
農業集落排水施設恵川地区 1,727 人
浄化槽全地区で 365 人

[事業費]

・公共下水道 1,500,000 千円
(うち、単独 500,000 千円)
(うち、国費 500,000 千円)

・農業集落排水施設 2,642,000 千円
(うち、単独 289,000 千円)
(うち、国費 1,176,500 千円)

・浄化槽 (個人設置型) 45,390 千円
(うち、国費 15,130 千円)

・合計 4,187,390 千円
(うち、単独 789,000 千円)
(うち、国費 1,691,630 千円)